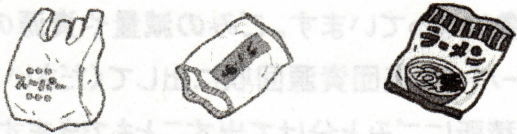
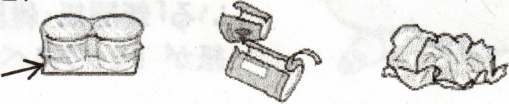
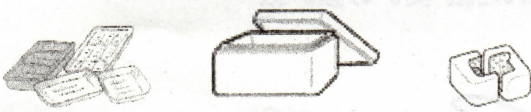
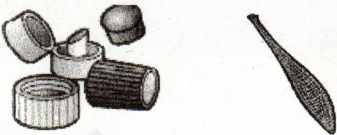


プラスチック製容器包装の分別収集のしかた

分別して出されたプラスチックごみは資源に生まれ変わります

プラスチックごみとして回収できるもの

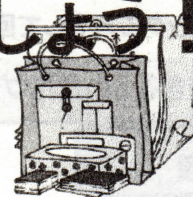
回収できるものにはプラ・マーク  がついています

袋類 (スーパーのレジ袋、お菓子の袋など) 	カップ・パック類 (カップ麺・プリン・ヨーグルト・豆腐などの容器、卵のパックなど) 
ボトル類 (シャンプー、洗剤、ソースのボトルなど) 	包装類 (商品を包んでいたプラスチックのシート、ペットボトルのラベル、食料品などを包んでいたラップなど) 
トレイ類 (生鮮食料などのトレイ、発泡スチロールなど) 	その他 (ペットボトルのふた、みかんなどのネットなど) 

回収の対象にならないもの

プラ・マーク  があっても汚れがとれないもの (マヨネーズ・ケチャップ・わさび・歯磨きなどのチューブ、油のボトル、レトルト食品の袋、インスタントみそ汁等の袋、納豆の容器など)  燃えるごみに	プラ・マーク  のないプラスチック製品 (ビデオテープ、おもちゃ、バケツ、ポリタンク、CDやCDケースなど)  30cm以下→燃えるごみに 30cmを越える→大型ごみに
 プラ・マークがあるものは、リサイクルすることができますが、 があっても汚れが取れていないものはリサイクルすることができません。ご協力をお願いします。	その他 ・使い捨てライター→中身を使いきって燃えるごみに

ミックスペーパーも分別して出しましょう!



ミックスペーパー(※)も、新聞紙・雑誌・段ボールなどと同じように、分別して出すとリサイクルできます。集団資源回収では、ミックスペーパーも市からの補助金の対象になっています。ごみの減量や資源の有効活用及び団体の活動資金にもなりますので、ミックスペーパーも集団資源回収に出してください。なお、集団資源回収を利用できない場合は、燃えるごみの集積所にごみと分けて出すこともできます。

ミックスペーパーとは・・・

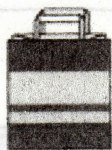
「汚れた紙・臭いの強い紙」と、集団資源回収の対象になっている「新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック」以外のほとんどの紙が『ミックスペーパー』です。

ミックスペーパーとして出せるもの

紙マーク  がついているもののほか、ほとんどの紙



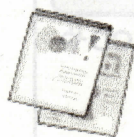
紙箱



紙袋



包装紙



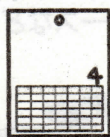
パンフレット・ダイレクトメール
(ホッチキスはついたらでも可)



封筒



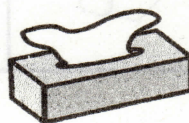
メモ帳



カレンダー
など

ミックスペーパーとして出せないもの

汚れた紙・臭いの強い紙



ティッシュペーパー
(箱は出せます)



紙おむつ



せっけんの箱



写真



金具のついた
ファイル

その他
ビニールコート紙
シール
裏カーボン紙
感熱紙
など

※ミックスペーパーの出し方

- ・紙袋や透明または半透明のごみ袋に入れる、包装紙で束ねるなどして出してください。特に、ごみ袋で出すときは中に入っているものがミックスペーパーであることがわかるように、袋の見えるところに「ミックスペーパー」と書く、「ミックスペーパー」と書いた紙を貼るなどして出してください。
- ・紙袋で出すときは、飛び散らないように口をテープなどで止めてください。
- ・シール、プラスチックフィルム、金属など紙以外のものはできるだけ取り除いてください。